自転車のマナー

自転車は車両との認識を持ち、原則車道の左側を通行しましょう。歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者優先を徹底しましょう。交差点では信号と一時停止を守って、安全確認を必ず行いましょう。二人乗りや無灯火、スマートフォンなどの使用、飲酒運転はやめましょう。

また、道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布、令和5年4月1日施行）により、すべての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務が課されています。

大切な命を守るため、自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを積極的にかぶりましょう。

問合せ：危機管理課☎940・1072FAX共通

巡回聴覚障害者相談

埼玉聴覚障害者情報センターでは、来所できない方のために巡回聴覚障害者相談を行います。子育てや仕事の悩み、人間関係のことなど、お気軽にご相談ください。

日時：7月19日水午前10時～正午

場所：三郷市三郷中央におどりプラザ3階会議室C・D

対象：聴覚障害者または聴覚障害者と関わりのある方。希望する方は直接会場にお越しください。

※手話通訳・要約筆記あり。

※午後は、訪問相談を行います。訪問相談を希望する方は、事前にご連絡ください。

問合せ：埼玉聴覚障害者情報センター☎048・814・3353FAX048・814・3355

食料品等価格高騰重点支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対して、給付金を支給します。

通知発送：対象世帯に対して7月13日木以降、順次通知をお送りします。

支給内容：1世帯あたり3万円

対象：令和5年度住民税非課税世帯

申請期限：10月13日金まで

問合せ：地域福祉課☎982・9548FAX共通

国民健康保険のお知らせ

次の書類は有効期限が7月31日月までです。

①被保険者証

新しい被保険者証は、7月上旬に簡易書留で郵送します。

②高齢受給者証

自己負担割合の見直しを行った上で、「被保険者証兼高齢受給者証（※）」を7月上旬に簡易書留で郵送します。

※70歳から74歳の方が医療機関などを受診する際に必要な「高齢受給者証」は、「被保険者証」と一体となり、「被保険者証」に「高齢受給者証」の情報を追加した「被保険者証兼高齢受給者証」です。

③限度額適用・標準負担額減額認定証

引き続き認定証が必要な方は、8月1日火以降に国保年金課窓口で申請してください（自動継続はされません）。

持物：国民健康保険被保険者証

問合せ：国保年金課☎982・9538、5116FAX共通

後期高齢者医療保険のお知らせ

次の書類は有効期限が7月31日月までです。

①被保険者証

8月1日火から使用する新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で発送します。

②限度額適用・標準負担額減額認定証

前年度に認定証の交付を受け、今年度も該当世帯の方は、自動継続となり、新しいものを7月中旬から下旬の間に発送します。新たに必要な方は、国保年金課窓口で申請してください。

持物：後期高齢者医療被保険者証

問合せ：国保年金課☎982・9546FAX共通

特定健康診査 高齢者健康診査

令和5年度の特定健康診査・高齢者健康診査を実施しますので、ぜひこの機会に健診を受診しましょう。

実施期間：集団健診は10月16日月まで（個別健診は9月30日土まで）

内容：問診、身体測定（身長、体重）、血圧測定、尿検査、血液検査、診察など

対象：市国民健康保険に加入している40歳以上の方と後期高齢者医療制度に加入している方

問合せ：国保年金課☎982・5116（国保）、☎982・9546（後期）FAX共通

国民年金保険料免除・猶予申請

経済的な理由や失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除や猶予といった制度があります。

令和5年度の受け付けは、7月1日土からできますので、お早めに手続きをお願いします。

問合せ：国保年金課☎982・5117FAX共通、越谷年金事務所☎960・1190

ひとり親家庭等への手当や支援制度

①児童扶養手当

詳細は吉川児童扶養手当 検索

※「現況届」の提出期間は8月1日火から31日木までです。